

障害福祉サービス等 質問回答（平成27年度報酬改定関連中心）

番号	加算種類等	質問	回答	根拠法令等
1	体制等状況一覧表	<p>①介護給付費等の算定に関わる体制等状況一覧表（その8） 2ページ以降の各住居ごとの加算・減算状況で夜間支援等体制加算 1. なし 2. I 3. II 4. III 5. I・II 6. I・III 7. II・III 8. I・II・III とありますが、5以降の「I・II」や「I・III」は、どのような意味なのでしょう。 ②福祉専門職員配置等加算 前年度 II → 今年度 III への変更の場合、届出は必要ないとのことですが、他の加算関係で提出が必要な場合は、併せて届出をしても構わないのか 様式5号に変更加算名を記載して該当する別紙添付 様式5号に変更加算名を記載して該当する別紙は添付しない 様式5号に変更加算名を記載せずに該当する別紙も添付しない</p>	<p>①夜間支援等体制加算 夜間支援等体制加算で「I・II」「I・III」の意味について、H27年度の同加算については、日単位で体制を変更できる仕組みに変わったため、共同生活住居ごとに、「I・II」「I・III」などと複数の体制を選択できるようになったものです。</p> <p>②福祉専門職員配置等加算 ・他の加算関係で提出が必要な場合は、届出していただいても構いません。</p> <p>・様式5号-2に係る対応 いずれの方法でも構いませんが、当方の確認もあるので、「変更加算名を記載して該当する別紙添付」として提出していただいた方がよい。</p>	平成27年度障害福祉サービス等報酬改定に関するQ&A（平成27年3月31日）問30及び問31
2	勤務形態一覧表	産休の職員について 平成27年8月中旬まで産休の職員がいますが、「管理者、従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表」にはどのように記入すればいいのか？	<p>以下のQ&Aに準じて、休職期間中の勤務について取り扱ってください。休職等となる従業者が「常勤」か「非常勤」かによって異なりますので注意してください。 下記①の回答のうち、常勤の職員の部分については、1月を超えている場合には、その期間中は勤務形態一覧表には名前だけ記載し、時間数は記載しないこととなります。</p> <p>右記Q&A (問) 看護師・理学療法士・作業療法士・生活支援員等の職員が、病欠や年休(有給休暇等)・休職等により出勤していない場合、その穴埋めを行わなければならないのか。 (答) ①非常勤職員が上記理由等により欠勤している場合、その分は常勤換算に入れることはできない。しかし、常勤換算は一週間単位の当該事業所の勤務状況によるため、必ずしも欠勤したその日に埋め合わせる必要はなく、他の日に埋め合わせをし、トータルで常勤換算上の数値を満たせば足りる。また、常勤の職員が上記理由等により欠勤している場合については、その期間が暦月で1月を超えるものでない限り、常勤として勤務したもとして常勤換算に含めることができる。 ②また、基準上「一以上」などと示されている(常勤、常勤換算の規定がない)職種については、支援上必要とされる配置がなされていけばよいので、当該日の欠勤が利用者の支援に影響がないとみなされれば、代替りの職員を置く必要はない。</p>	常勤換算により算定される従業者の休暇等の取扱いについて (H19.12.19 事務連絡Q&A 問6)

障害福祉サービス等 質問回答（平成27年度報酬改定関連中心）

番号	加算種類等	質問	回答	根拠法令等
3	送迎加算(障害福祉サービス)	<p>①事前に利用者との合意のうえ、特定の場所を定めおく必要があると記載されているが、口頭で定めればよいか？書面として必要か？</p> <p>②送迎記録用紙の項目は日付、利用者名、以外に何が必要であるか？</p> <p>③個別支援計画書に送迎の有無の項目が必要かどうか？</p> <p>④事業所外の支援を行った場合であっても、事業所外の活動場所から居宅等への送迎も算定対象と記載がある。居宅(集合場所)等から事業所外の活動場所は算定できるとの判断でよいか？</p> <p>⑤④が算定できるのであれば、事業所に集合してから事業所外の活動場所まで送迎した場合算定できるか？</p>	<p>送迎加算については、平成27年度障害福祉サービス等報酬改定に関するQ&A(平成27年3月31日付け厚労省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課 事務連絡)問2に記載のあるとおり、居宅と事業所間の送迎が原則であるので、事業者側の一方的な都合により、集合場所等を定めることは認められません。</p> <p>①「特定の場所」については、利用者との取決め内容を明確にするため、書面により利用者と事業者の間で確認することが望ましいと考えられます。</p> <p>②送迎加算の対象となったか否かの確認のために必要な事項を記録する必要があります。例えば、送迎を行った年月日、送り迎えごとの送迎の有無、利用者名のほか、送迎を行った区間についても記録する必要があると考えられます。</p> <p>③送迎加算の算定要件として、個別支援計画に送迎の有無を記載することは求められていませんが、利用者と事業者の間で、書面により、送迎の有無、送迎を行う区間を取り決めておく必要があると考えられます。</p> <p>④Q&Aでは、「事業所外で支援を行った場合であっても、事業所外の活動場所から居宅等への送迎も算定対象となる。」との記載のみであり、「居宅(集合場所)等→事業所外の支援場所」の送迎については算定対象となるとは明記されていません。(厚生労働省へ詳細確認予定)</p> <p>⑤送迎加算の原則は居宅から事業所までです。今般、居宅以外の場所からの送迎を加算の対象としたのは、あくまで利用者が事業所に通うための便宜を考慮したものです。このため、事業所外の支援を前提として事業所を集合場所とすることは、送迎加算の趣旨から鑑みて認められません。</p>	<p>・平成27年度障害福祉サービス等報酬改定に関するQ&A(平成27年3月31日)問2</p> <p>・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項 第二の2(6)⑭</p>
4	送迎加算(障害福祉サービス)	<p>①6月利用平均9名一週3回以上送迎実施</p> <p>②7月利用平均14名一週3回以上送迎実施</p> <p>となった場合、①については送迎加算Ⅱ、②については送迎加算Ⅰを請求する事は可能でしょうか？</p>	<p>送迎加算については、事前に届出の必要な加算ですので、サービス提供月の送迎の実績に応じて算定する送迎加算を変更することはできません。</p> <p>送迎加算Ⅰ又はⅡのいずれを算定するとして届け出るかは、過去の実績等により事業所ごとに御判断願います。</p>	<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成18年厚労省告示523号)別表第6の12ほか</p>
4 修正	送迎加算(障害福祉サービス)	<p>送迎加算について生活介護サービス等においては、送迎加算(Ⅰ)及び(Ⅱ)に報酬が細分化されたが、送迎加算(Ⅰ)の届出をしている事業所において、当該月の利用状況等によっては、結果的に送迎加算(Ⅱ)の要件しか満たせない月が生じた場合、送迎加算(Ⅱ)は算定可能か。また、算定可能である場合、送迎加算に係る届出はどのようにすればよいか。</p>	<p>算定可能です。その場合、送迎加算(Ⅱ)として、体制の届出をし直していただくこととなります。(判明した時点で速やかに届け出てください。)なお、逆に送迎加算(Ⅱ)から(Ⅰ)に変更になる場合も届出が必要です。</p>	
5	送迎加算(障害福祉サービス)	<p>送迎利用短期入所事業所への送迎は算定できるか質問します。</p> <p>ふじのくに型短期入所事業所・ナイトケア(ライフサポート宿泊)・障害者支援施設における短期入所を利用されている方を、生活介護事業所から送迎しているが、いずれの事業所でも実績として算定できるのか教えてください。</p>	<p>送迎加算については、Q&Aに記載のあるとおり、居宅と事業所間の送迎が原則です。平成27年度の報酬改定では、居宅以外と事業所との送迎も認められることとなりましたが、居宅以外の場所としては、最寄り駅や居宅近隣の集合場所等が想定され、これも送迎加算が居宅と事業所間の送迎を原則とする前提に立ったものと考えられます。このため、原則として「居宅と事業所間」との趣旨より、短期入所の利用が短期間に限られることを考え合わせますと、短期入所事業所と生活介護事業所との送迎について送迎加算を算定することは困難と考えられます。これはナイトケアであっても同様です。(厚生労働省へ詳細確認予定)</p>	<p>平成27年度障害福祉サービス等報酬改定に関するQ&A(平成27年3月31日付け厚労省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課 事務連絡)問2</p>

障害福祉サービス等 質問回答（平成27年度報酬改定関連中心）

番号	加算種類等	質問	回答	根拠法令等
6	送迎加算(障害福祉サービス)	送迎加算について、チェックシートは1年分(12ヶ月)でしょうか？	加算の届出の際に添付は不要です。自己チェック用のシートとして使用してください。	
7	送迎加算(障害福祉サービス)	送迎加算(Ⅰ型)及び(Ⅱ型)の申請において、1回の送迎で実績要件である10人以上の月と10人未満の月が想定される場合について。 (例1)送迎加算チェックシートより 平成26年11月分 定員20人 開所日数21日 ①体制要件 ア週3回の基準値12.9回 イ送迎回数42回 で算定要件クリア ②実績要件 ア定員20人 イ月当たりの平均利用者数10.5人 ウ送迎一回あたりの送迎利用者数10.46人 で算定要件クリア →①の体制要件及び②の実績要件をクリアしているので送迎加算(Ⅰ)を算定 (例2)送迎加算チェックシートより 平成27年2月分 定員20人 開所日数20日 ①体制要件 ア週3回の基準値12回 イ送迎回数40回 で算定要件クリア ②実績要件ア定員20人 イ月当たりの平均利用者数 8.7人 ウ送迎一回当たりの送迎利用者数 8.7人 →送迎加算(Ⅰ)は①及び②をクリアしていないので算定不可能、送迎加算(Ⅱ)の算定にしようかと思われませんが、月により②に実績要件の数字にばらつきがある為、どちらで申請したら良いのか。又は月ごとに申請するのか。確実に要件をクリアする送迎加算(Ⅱ)で申請するのか。	送迎加算については、事前に届出の必要な加算ですので、サービス提供月の送迎の実績に応じて算定する送迎加算を変更することはできません。 送迎加算Ⅰ又はⅡのいずれを算定するとして届け出るかは、過去の実績等により事業所ごとに御判断願います。	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成18年厚労省告示523号)別表第6の12ほか
8	送迎加算(障害福祉サービス)	※多機能型事業所等同一敷地内の事業所で、一体に送迎している事業所は一体にまとめることができる。について 1 就労継続A型・B型の多機能型事業所で一体に送迎を行っています。事業所同士は近くなのですが同一敷地内ではありません。上記の文章に該当するかどうか。 2 就労継続A型では喫茶店業務・リサイクル事業を行っており、同一敷地内ではなくそれぞれ場所が離れていますが一体に送迎しています。A型としてまとめて考えてよいか、別々に考えるか。 また、就労継続B型・就労移行支援の場合の多機能型についても、同様でしょうか。	多機能型事業所については、原則として一の事業所として取り扱います。質問のケースについては、いずれも一の事業所として取り扱います。	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について(平成18年10月31日付け障発第1031001号)第二の2(6)⑭ほか
9	送迎加算(障害福祉サービス)	主たる事業所と従たる事業所で事業を行っており、従たる事業所のみ週3回以上の送迎を行っている。新設の送迎加算(Ⅱ型)について、従たる事業所のみ算定する前提で加算届を提出できるか。	送迎加算は事業所として送迎を行った場合に算定できます。このため、主たる事業所と従たる事業所がある事業所であって、例えば従たる事業所のみが送迎を行っている場合であっても、従たる事業所のみで送迎を行うについての合理的な理由があり、かつ、送迎の提供が事業所として行われていれば、送迎加算は算定できます。この場合、従たる事業所のみで送迎を行う旨については、運営規程に定められ、また、重要事項説明書に記載され、利用者に説明をしている必要があります。	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成18年厚労省告示523号)別表第6の12ほか

障害福祉サービス等 質問回答（平成27年度報酬改定関連中心）

番号	加算種類等	質問	回答	根拠法令等
10	送迎加算Ⅰ（障害福祉サービス）	月、火、水、木、金、土の6日間開所しているが、土曜日の利用者が少ないため、平均すると10人を切ってしまう。このような場合、週3回以上の送迎を行なうことも要件となっているが、土曜日を平均を割り出す計算から外し、月、火、水、木、金の送迎利用者のみ算定することは可能でしょうか。また、土曜日を計算から外すことは不可能であるが、週3回以上の送迎という要件は満たしている場合、送迎加算Ⅱを算定することは可能でしょうか。	特定の日について利用者数が少ないことをもって、当該日を利用者数の平均の算出から外すことは認められません。よって、質問のケースのような場合、すなわち、土曜日の利用者が少ないことをもって土曜日を送迎の利用者数の平均を算出から外すことはできません。 なお、週3回以上の送迎を行ってれば、利用者数の平均に関わらず、送迎加算Ⅱを算定することは可能です。 なお、送迎加算については、事前にⅠを算定するかⅡを算定するかの届出が必要になります。	
11	欠席時対応加算	欠席時対応加算について、以下のような場合、算定する事は可能でしょうか。 就継Bの定員14名、1日の定員超過減算適用とならない150%の21名まで利用があり、さらに1名欠席連絡があって対応した時。	定員超過は、定員を上回る利用者を利用させていることをいいます。 欠席時対応加算における「欠席」は「利用を中止した場合」ですので、欠席時対応加算の算定要件に係る適切な支援をいただければ算定は可能です。 ただし、始めから定員超過減算が発生しかねないような利用のさせ方は好ましくありませんので、適切な利用の管理を行ってください。	
12	欠席時対応加算	県からいただいたQ&Aの中で、欠席対応加算の取り扱いについて、共通事項として記載されていました。放課後等デイサービスでは月の支給量が最大、「当該月における日数から8日を控除した日数」ということになっています。31日の月は23日事業所を利用できるということですが、今まで私たちの認識としては、23日の中に欠席した日数も含めて計算していましたが、今回の通知では、最大利用23日+欠席4日として取り扱って大丈夫でしょうか？	原則、最大利用23日+欠席4日として取り扱って差し支えない。 ただし、欠席時対応加算とは、そもそも利用予定日に急遽欠席する場合の加算であるため、もともと利用予定日とされる日となります。 利用が月の上限（月－8日の最終の日（例：23日））に至らない場合（利用が22日まで）においては、4日を上限として加算算定できるが、月上限までの利用があった（利用が23日）後に、利用予定自体は考えられないことから、それ以降の場合は加算算定はできない（利用が22日までに欠席時対応加算算定の日がなければならない）と考えられます。	平成27年度障害福祉サービス等報酬改定に関するQ&A（平成27年3月31日）問30及び問4
13	福祉専門職員配置等加算	当事業所（就労移行・継続Bの多機能型）では平成27年5月1日に職員の変更があります。4月15日までに新規で申請するものと職員の数（常勤換算）に変更はありませんが、福祉専門職員配置等加算の区分変更と就労支援関係研修了加算（消失）に変更があります。この場合は4月15日の申請の際に、新規の申請にあわせて5月からの加算の変更届を一緒に提出すれば5月分からの請求に間に合うでしょうか？	4月から加算算定を開始する届出と、5月に変更（廃止）となる届出の2種類を同時に提出していただければ結構です。	

障害福祉サービス等 質問回答（平成27年度報酬改定関連中心）

番号	加算種類等	質問	回答	根拠法令等
14	福祉専門職員配置等加算	<p>同一法人内の複数事業所の業務を兼務している常勤の従業者の扱いについて。</p> <p>①生活支援員として、生活介護事業所8割、共同生活援助事業所2割位の割合で勤務している場合</p> <p>②生活支援員として生活介護事業所で5割、放課後等デイサービスで5割勤務している場合</p> <p>↓</p> <p>①の場合は、社会福祉士等の状況と勤務年数の状況について、生活介護事業所で常勤の生活支援員1人として扱う。常勤職員の状況については、両方の事業所において勤務時間数を加えて算出する。</p> <p>②の場合は、社会福祉士等の状況と勤務年数の状況については、いずれか一つの事業所において常勤の生活支援員1人として扱う。常勤職員の状況については、両方の事業所において勤務時間数を加えて算出する。</p> <p>このような考え方でよろしいでしょうか。</p>	<p>右記Q&A(I→I・II、II→IIIに修正)参照 下記を御覧ください。算定する加算の種類等により扱いが異なります。</p> <p>(問)同一法人内の複数事業所の業務を兼務し、勤務した時間数の合計が常勤の時間数に達している従業者については、福祉専門職員配置等加算はどのように算定するのか。</p> <p>例1 生活支援員としての1週間の勤務形態が、就労移行支援事業所で30時間、就労継続支援B型事業所で10時間の場合</p> <p>例2 生活支援員としての1週間の勤務形態が、就労移行支援事業所で20時間、就労継続支援B型事業所で20時間の場合</p> <p>例3 1週間の勤務形態が、就労移行支援事業所で30時間、生活支援員として勤務し、共同生活介護事業所で10時間、サービス管理責任者として勤務している場合</p> <p>(答)</p> <p>1 福祉専門職員配置等加算の算定要件としては、</p> <p>① 福祉専門職員配置等加算(I・II)</p> <p>直接処遇職員として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士又は精神保健福祉士である従業者の割合が35%以上(I)又は25%以上(II)</p> <p>② 福祉専門職員配置等加算(III)</p> <p>A 直接処遇職員として配置されている従業者のうち、常勤で配置されている従業者の割合が75%以上</p> <p>I 直接処遇職員として常勤で配置されている従業者のうち、3年以上従事している従業者の割合が30%以上があるところである。</p> <p>2 このうち①及び②のイについては、原則として、当該事業所において雇用される常勤の直接処遇職員の実際の人数に着目して評価するものである。</p> <p>複数事業所を兼務する常勤の直接処遇職員については、1週間の勤務時間の2分の1を超えて当該事業所の直接処遇職員として従事する場合には、常勤の直接処遇職員(1人)として評価されたい。</p> <p>3 また、②のAにおいては、「常勤の直接処遇職員として勤務している従業者の合計勤務時間数(分子)」÷「直接処遇職員として勤務している従業者の合計勤務時間数(分母)」が75%以上の場合に、当該加算の算定対象となるものである。</p> <p>4 例1:①及び②のイにおいて評価する場合は、就労移行支援事業所の常勤の生活支援員(1人)として扱うこと又は②のAにおいて評価する場合は、就労移行支援事業所及び就労継続支援B型事業所の双方において、勤務時間数を分子、分母に算入することが可能である。</p> <p>例2:①及び②のイにおいて評価する場合は、就労移行支援事業所又は就労継続支援B型事業所のいずれか一つの事業所において常勤の生活支援員(1人)として取り扱うこと又は②のAにおいて評価する場合は、就労移行支援事業所及び就労継続支援B型事業所の双方において、勤務時間数を分子、分母に算入することが可能である。</p> <p>例3:①及び②のイにおいて評価する場合には、就労移行支援事業所の常勤の生活支援員(1人)として扱うこと又は②のAにおいて評価する場合は、就労移行支援事業所において、勤務時間数を分子、分母に算入することが可能である。</p>	<p>障害福祉サービス報酬改定に係るQ&A H21.4.30 vol.3 問1-1</p>
15	福祉専門職員配置等加算の届出書の様式	<p>「福祉専門職員配置等加算」の見直しがあり、加算要件が変更になったが、届出の様式は変更になりますか？当事業所(障害福祉サービス・日中活動系)は平成26年度まで加算(1)でしたが、今回の見直しで新設となった15単位/日に該当します。</p>	<p>様式は変更となります。申請書ダウンロードより新しい様式をダウンロードして、届出を行ってください。</p>	
16	福祉・介護職員処遇改善(特別)加算に係る計画書等	<p>表記届出は、事業者が行うものなので各事業所単位では届出の必要がないと解釈してよろしいですか。</p>	<p>事業者が一括して作成することもできますし、事業者がまとめて届出ししない場合は、事業所単位で届出することもできます。</p>	
17	短期入所(空床)の福祉・介護職員処遇改善加算	<p>ふじのくに型で特養内で障害短期入所(空床)を行っていますがこの場合の介護職員処遇改善加算のパーセンテージはいくつになるのでしょうか？先日の集団指導の課長会議資料には※書きで本体施設の加算率を適用することとなっているため、介護保険施設である特別養護老人ホームの5.9%という解釈でよろしいのでしょうか？</p>	<p>短期入所(併設型・空床利用型)を特別養護老人ホーム、療養介護、障害児入所施設等が実施する場合の加算率については、施設入所支援と同じ加算率(I型で5.0%、II型で2.8%)を適用します。</p>	<p>平成24年度障害福祉サービス等報酬改定に関するQ&A(平成24年8月31日)問31-2</p>

障害福祉サービス等 質問回答（平成27年度報酬改定関連中心）

番号	加算種類等	質問	回答	根拠法令等
18	開所時間減算の見直し(生活介護)	介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧表(その3)の中で、開所時間減算の有無及び区分に関する項目がありますが、当事業所では年間を通して第5土曜日のみ(年3回)8:00~12:00の開所時間なのですが、その場合でもここでは「あり」と「4時間以上6時間未満」の項目をチェックするのでしょうか？ご教授いただければ幸いです。よろしく願いいたします。	開所時間減算の扱いとして、平成27年度から「4時間以上6時間未満」区分が創設されたことを受け、当該当日は実請求として85%となります。 なお、体制等状況一覧表のチェックについては、減算「有」にチェックした上で「第5土曜日のみ」と付記いただくことで結構です。	
19	開所時間減算の見直し(生活介護)	台風等でやむをえず営業を中止して営業時間が6時間に満たない場合減算となるのでしょうか？	開所時間減算にいう「営業時間」は、運営規程に定めた営業時間のことをいいます。このため、台風などによりやむを得ず営業を途中で切り上げた場合は、減算の対象となりません。	
20	開所時間減算の見直し(生活介護)	開所時間の算定について、「送迎に要する時間は開所時間として算定しない」ということで設定することが妥当であるのか、確認をお願い致します。	運営規程に定める「営業時間」が6時間未満である場合に減算を実施することとなります。ここでいう「営業時間」には、「送迎のみを実施する時間は含まれない」とされていますので、運営規程における営業時間の設定においては、送迎のみを実施する時間帯は含まないよう、適切な時間帯としてください。	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について(平成18年10月31日障発第1031001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)第二の2(6)②
21	重度障害者支援加算(短期入所)	本体施設:介護老人福祉施設 事業所種別:空床型(福祉型) 現在、1名が重度障害者支援加算(50単位)を算定している。 4月から見直しされた強度行動障害を有する者に対する10単位の加算の要件を満たさないのに、4月以降も現行の50単位の加算のまま変更はないのですが、その場合でも体制等に関する届出は必要でしょうか？もし必要な場合は、添付書類(別紙1-7)も必要でしょうか？	短期入所に係る「重度障害者支援加算」(50単位)については、届出は不要です。 ただし、強度行動障害を有する者に対する10単位の加算の要件を満たす場合には、別紙9-2(重度障害者支援加算に関する届出書(短期入所))の届出が必要となります。 なお、今回、強度行動障害を有する者に対する加算分(10単位)を算定しない場合は、添付書類(別紙1-7)は不要です。	
22	栄養マネジメント加算	別紙7の様式の欄外、注3の注釈(5年以上の実務経験を有する常勤栄養士)は有効なものでしょうか。もしくは削除すべきものでしょうか。経過措置は修了したと理解していましたので、確認です。	掲載している様式を修正いたしました。	

障害福祉サービス等 質問回答（平成27年度報酬改定関連中心）

番号	加算種類等	質問	回答	根拠法令等
23	視覚・聴覚言語障害者支援体制加算	<p>該当する利用者は、「身体障害者手帳の程度が3級に該当し、日常生活におけるコミュニケーションに支障がある言語機能障害を有する者」となっています。実際、該当する利用者がいますが障害者手帳には「言語機能障害」や「失語症」「構音障害」などの記載はありません。</p> <p>その場合には、障害の有無をどのように確認するのでしょうか？症状が、3級程度に該当するすれば特に書面等は必要ないのでしょうか？</p> <p>例：障害者手帳記載内容 ①脳性小児麻痺後遺症 1級②くも膜下出血四肢不全麻痺 1級③ダウン症 脳幹梗塞 1級 療育A いずれも重度の言語障害を有します。（発語が不可）コミュニケーションに支障があります。 ほかにも同様な利用者が多く利用者の30%を超えていると思います。 このような場合においても「視覚・聴覚言語障害者支援体制加算」の対象となるのでしょうか？</p>	<p>右記留意事項通知を以下に記載します。「身体障害者手帳の障害の程度」と明記されていることから、身体障害者手帳のうち、「視覚障害の1級又は2級」、「聴覚障害の2級」、「言語機能障害の3級」に該当することが要件となります。（過去に厚生労働省に照会し、上記の回答を得ています。）</p> <p>視覚・聴覚言語障害者支援体制加算については、「視覚又は聴覚若しくは言語機能に重度の障害のある者」とあるが、具体的には次のアからウまでのいずれかに該当する者であること。</p> <p>ア 視覚障害者 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により交付を受けた身体障害者手帳（以下「身体障害者手帳」という。）の障害の程度が1級又は2級に該当し、日常生活におけるコミュニケーションや移動等に支障があると認められる視覚障害を有する者</p> <p>イ 聴覚障害者 身体障害者手帳の障害の程度が2級に該当し、日常生活におけるコミュニケーションに支障があると認められる聴覚障害を有する者</p> <p>ウ 言語機能障害者 身体障害者手帳の障害の程度が3級に該当し、日常生活におけるコミュニケーションに支障があると認められる言語機能障害を有する者</p>	<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年10月31日障発第1031001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）第二の2(9)⑦において準用する第二の2(6)⑤</p>
24	視覚・聴覚言語障害者支援体制加算	<p>言語障害者の定義は、手帳3級相当になっている。多くの失語症や知的障害にて発語がない障害者が入所しているが手帳には記載がない。</p> <p>その場合には、何をもちて言語障害者と判断するのか？3級相当の症状があれば良いか？</p> <p>②加配する職員は、介護職で良いか？</p>	<p>①対象となる「言語機能障害者」は、「身体障害者手帳の障害の程度が3級に該当し、日常生活におけるコミュニケーションに支障があると認められる言語機能障害を有する者」とされています。身体障害者手帳における言語障害機能の程度が3級に該当することは必要条件と考えられます。</p> <p>②職種としては介護職等直接処遇職員になりますが、「視覚障害者等との意思疎通に関し専門性を有する者として専ら視覚障害者等の生活支援に従事する従業者」として配置をする必要があります。</p>	
25	就労移行支援事業の一般就労への移行実績評価	<p>「平成27年度障害福祉サービス等報酬改定の概要」P29の●一般就労への移行実績がない事業所の評価の見直しについて「過去2年間の就労移行者数が0の場合」の件</p> <p>現在6か月未満だが一般就労中の利用者がいます。</p> <p>質問①その場合、就労移行者数は0でないで減算適用外と考えて良いか？</p> <p>質問②就労継続支援A型に移行した利用者は就労移行者数、就労定着者数には含まないとなっているが、これの適用には経過措置はないのか？</p> <p>質問③就労定着者数が0で減算している場合について、平成26年に就労移行したものが平成27年度の途中で定着者となった場合、その時点で届出を行えば、減算を適用しなくなると考えてよいか。</p>	<p>①お見込みのとおりです。「就労移行者」とは、「就労移行支援を経て企業等に雇用された者」のことをいいます。</p> <p>ただし、就労定着者が過去3年間又は過去4年間に0人だった場合には、就労定着者の減算が適用になるものと考えられます。（就労移行者の減算との重複関係等については厚生労働省に照会予定です。なお、就労移行者の減算と就労定着者の双方とも減算対象になる場合には、体制等状況一覧表の該当項目すべてに○を付けてください。）</p> <p>②平成28年4月1日以降は、就労継続支援A型事業所または障害者支援施設において提供される就労継続支援A型への移行した利用者は、就労移行者数、就労定着者数とも含むことができません。つまり、就労移行者数、就労定着者数について就労継続支援A型へ移行した者を含むことができるのは、平成27年度に限った措置です。</p> <p>③右記留意事項通知によれば、『「過去2年間」、「過去3年間」及び「過去4年間」とは、就労移行支援のあった日の属する年度の直近の過去2年度、3年度又は4年度をいう。』とありますので、年度途中での変更はできないということになります。</p>	<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年10月31日障発第1031001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）第二の3(3)① (二)</p>
26	就労定着支援体制加算	<p>雇用証明書について、今年度から定着者の区分が以下のとおり分かれているが、毎年度取り直すことになるのか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・6月以上12月未満の就労定着者の割合 ・12月以上24月未満の就労定着者の割合 ・24ヶ月以上36ヶ月未満の就労定着者の割合 	<p>継続して雇用されている場合には、毎年度取り直すこととなります。</p> <p>様式26-1-1の余白 備考欄の記載を一部修正し、この件について補足いたしました。</p>	

障害福祉サービス等 質問回答（平成27年度報酬改定関連中心）

番号	加算種類等	質問	回答	根拠法令等
27	就労定着支援体制加算	平成27年度からの就労定着支援体制加算について教えてください。就職日から6月、12月、24月を経過した日がそれぞれ「加算の届出を行う年度の前年度内に属する」の期間（解釈）がわかりません。平成24年3月31日～平成27年3月31日の3年間に於いて6月以上就職した者（離職者含む）をすべて、定着期間に応じて対象としてあげてよいのでしょうか。	加算の算定（届出）を行う年度の前年度において、下記①～③の日が到来している利用者を対象とします。 例えば、平成27年度における加算算定（届出）であれば、 ①就職後、6月を経過した日時点（左記時点がH26.4.1～H27.3.31の間）での定着者 ※就職日がH25.10.1～H26.9.30 ②就職後、12月を経過した日時点（左記時点がH26.4.1～H27.3.31の間）での定着者 ※就職日がH25.4.1～H26.3.31 ③就職後、24月を経過した日時点（左記時点がH26.4.1～H27.3.31の間）での定着者 ※就職日がH24.4.1～H25.3.31 が加算算定の対象となる利用者になります。 この時、就職日により①と②で同一人物が重複して対象となることがありますが、その場合はそれぞれの期間の就労定着者としてカウントすることが可能です。（ダブルカウント可能）	・平成27年度障害福祉サービス等報酬改定に関するQ&A（平成27年3月31日）問42 ・（参考）加算届別紙26-1-1記載例
28	移行準備支援体制加算（Ⅰ）における前年度の施設外支援について	施設外支援先として、就労継続支援A型は含まれるのか。	右記Q&Aより（抜粋）、 施設外支援の対象となります。 （問） 施設外支援・施設外就労について、詳しい取扱いを示して欲しい。 （答） Q2. 施設外支援について 、同一法人が運営する別の 就労継続A型事業所における職場実習は、報酬算定の対象となるか？ A2. 報酬算定の対象となる（同一敷地内は除く）。	障害福祉サービスに係るQ&A（指定基準・報酬関係）（VOL.2）（平成19年12月19日厚生労働省事務連絡）問15
29	移行準備支援体制加算Ⅱ（施設外就労）時の職員配置	「平18厚労告543・三十二」において、「就労支援単位ごとの職員の数が、常勤換算方法で、施設外就労利用者の数を6で除して得た数以上」となっているが、施設外就労場所が数カ所に渡る場合、前述の配置内であれば一人の職員で兼務は可能か？ 場所A（ユニット1人、職員0.2） 場所B（ユニット1人、職員0.2） 場所C（ユニット2人、職員0.3） 場所D（ユニット2人、職員0.3） 職員合計＝1兼務（巡回による支援）	施設外就労については、「1ユニットあたりの利用者数に対して人員配置基準上又は報酬算定上必要とされる人数」（常勤換算方法による。）の職員を配置するよう必要がありますが、あくまで「ユニット」として請け負う以上、ユニットにおける利用者の支援をする従業者のうち最低1名は施設外就労を実施している間は常時施設外においてサービス提供をする必要があります、巡回による支援は認められません。 ただし、例えば、9人施設外就労を行う場合は1.5人の人員配置が必要となりますが、最低1名を除いた分（0.5人分）については、施設外就労実施時間帯のうち常勤換算0.5に該当する時間の支援をすることで足りります。	障害福祉サービス報酬改定に係るQ&A 平成21.3.12 vol問12-2
30	就労継続支援A型の短時間利用減算	精神障害者の方で、実質的な勤務時間は3時間だが、前後で送迎をしたり、相談に乗ったりしている。このような場合は、利用時間に含められないか。	利用時間は、雇用契約に基づく労働時間だけでなく、休憩時間や昼食時間、サービス管理責任者等との面談に要する時間等を含みます。 ただし、有給休暇の取得や遅刻・早退などによりサービス利用のない時間、送迎に要する時間等は含みません。	平成27年度障害福祉サービス等報酬改定に関するQ&A（平成27年3月31日）問48
31	就労移行支援体制加算（就労継続支援）	就労継続支援B型から就労継続支援A型に移行し雇用されたが、6ヶ月後に離職していた場合に雇用証明書の他にどんな書類を添付すればよいのでしょうか？あるいはこの様式例の雇用証明書の日付を6ヶ月経過した頃の日付にしてもらって会社側に書類を作成してもらって添付するというだけでもよろしいのでしょうか？	離職された方については、就職日・離職日（雇用期間）を明らかにして、証明していただければ結構です。 雇用証明書の様式を変更し、離職された方の雇用期間を記載できるようにします。	

障害福祉サービス等 質問回答（平成27年度報酬改定関連中心）

番号	加算種類等	質問	回答	根拠法令等
32	就労移行支援体制加算(就労継続支援)	①就労移行支援体制加算が就労定着支援体制加算に変更されるのは、就労移行支援サービス事業だけですか。 ②また、その場合、一昨年10月に就労した人が1年2ヶ月勤めたあと、他社に転職しているのですが、はじめの会社から就労証明書进行もらう場合に、現在継続就労中の人用の様式を少し変更して就労期間を書いて証明してもらえばよいですか？	① 就労移行支援体制加算が就労定着支援体制加算に変更されるのは、就労移行支援サービス事業だけです。 就労継続B型は従来どおりの就労移行支援体制加算です。 ② 就労証明書については書式は問いませんが、対象者氏名、住所、雇用場所、雇用形態、業務内容、雇用開始年月日等、必要な情報が記載されているものとしてください。 (様式を少し変更して就労期間を書いて証明してもらえばよいです。)	根拠法令等
33	目標工賃達成加算	27年度より「前年度の工賃実績が前々年度の工賃実績を超えている事」が算定要件の一つに計上されていますが平成27年度に加算を算定する為に提出する際の前年度の工賃実績は(平成26年度)を指し前々年度の工賃実績は(平成25年度)を指すという認識でよろしいのでしょうか。	お見込みのとおりです。	
34	目標工賃達成加算(Ⅲ)	加算の要件を満たす旨を7～8月頃に御連絡いただいてから算定を希望し、4月分から過誤請求により遡及できるとありますが、それでもとりあえず4月15日までに別紙31は提出する必要がありますか？また[介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧表(その7)]の目標工賃達成のチェックもとりあえず“なし”でよろしいのでしょうか？	目標工賃達成加算Ⅲについては、7～8月頃に県から要件を満たすか否かの連絡を行います。合わせて、「介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書」の提出を事業所に求め、目標工賃達成加算Ⅲの算定をするか否かを確認します。よって、4月15日までの「介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書」については、体制等状況一覧表(その7)の該当欄については、「なし」で構いません。	
35	目標工賃達成指導員配置加算	平成27年度より算定ができそうな事業所より申請をしていく予定ですが詳細な算定要件をお聞きしたくメールをいたしました。 ①人員配置は6:1(月ごと配置の確認が必要?) ②工賃引き上げ計画の策定 ③研修受講の有無(ローカルルール等がある?) ④その他算定にあたり注意点(利用者工賃との加算の整合性など)	①人員については、職業指導員及び生活支援員を利用者の数に対し、7.5:1以上で配置し(サービス費(I)を算定)、かつ、目標工賃達成指導員を常勤換算方法で1人以上配置するとともに、目標工賃達成指導員、職業指導員及び生活支援員の総数が、常勤換算方法で利用者の数を6で除した数以上配置されていることが必要です。この場合の利用者の数は、前年度の利用者数の平均を用います。但し、前年度中に新設された事業所、定員増又は定員減を行った事業所については、取扱いが別となりますので、右記の国通知を御確認ください。 ②工賃向上計画(工賃引き上げ計画)の作成については、障害者政策課(担当:就労支援班)から別途連絡がありますので、そちらを御確認ください。なお、この加算を算定するには、事業所として工賃向上計画を作成しただけでは足りず、これを県に提出している必要があります。 ③目標工賃達成指導員については研修要件はありません。工賃目標の達成に向けて積極的に取り組むことのできる者を目標工賃達成指導員としてください。 ④目標工賃達成指導員配置加算については、その算定に当たって、工賃実績が目標工賃に達していることは求められていませんが、③に記載のように工賃目標の達成に向けて積極的な取り組みを行うことができる者を目標工賃達成指導員に当ててください。	・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について 第二の3(5)⑮ ・「工賃向上計画」を推進するための基本的な指針(平成24年4月11日障発0411第4号) ・平成27年度障害福祉サービス等報酬改定に関するQ&A(平成27年3月31日)問51
36	体制等状況一覧表(その3)について(障害児通所支援)	放課後等デイサービスの「障害児通所給付費の算定に係る体制等状況一覧表(その3)」の「その他該当する体制等」の職員欠如の欄が2つありますが、ひとつは「定員超過」の間違いでしょうか。	御指摘のとおり、記載の誤りです。「障害児通所給付費の算定に係る体制等状況一覧表(その3)」を修正し、申請書ダウンロードに掲載します。	

障害福祉サービス等 質問回答（平成27年度報酬改定関連中心）

番号	加算種類等	質問	回答	根拠法令等
37	開所時間減算 (障害児通所支援)	昨年度までは、午前と午後に分けをした場合は、減算を実施していたが、改正後の解釈では、児童発達支援の営業時間を午前9時～12時、午後13時～16時とクラス分けをしている場合、営業時間は8時間である為減算の対象ではないと考えていいのか。	<p>右記Q&Aより (問)開所時間減算の対象となる「6時間」はどのように判断するのか。 (答)運営規程に定める営業時間が6時間未満の場合に減算の対象となる。 運営規程に定める営業時間とは、事業所に職員を配置し、児童を受け入れる体制を整えている時間であって、送迎のみを行っている時間は含まれないものであり、営業時間が6時間以上であれば、結果としてすべての児童の利用時間が6時間未満であっても減算の対象とはならない。</p> <p>【例】 ・児童発達支援の営業時間を午前(9時～12時)、午後(13時～16時)とクラス分けしている場合→営業時間を①9時～12時、②13時～16時のように分けている場合であっても、営業時間は6時間であり、減算の対象とならない。</p> <p>・平日に児童発達支援と放課後等デイサービスの多機能型事業所において、児童発達支援の営業時間を午前(9時～12時)、放課後等デイサービスの営業時間を午後(13時～16時)としている場合→多機能型の特例による場合には、営業時間も合算して判断するため、減算の対象とならない。多機能型の特例によらない場合には、児童発達支援は営業時間が4時間未満のため減算の対象となるが、放課後等デイサービスについては、減算の対象とならない。</p> <p>なお、「児童を受け入れる体制」とは、原則として受入可能な児童の数に応じた人員配置基準を満たすことをいうものであるが、サービス提供時間を確保するために合理的な方法によって行う送迎の際に、直接処遇職員が添乗することにより、当該時間帯の前後に勤務していない直接処遇職員を新たに配置しない限り、人員配置基準を満たさないものの、少なくとも直接処遇職員が1人以上は事業所に配置されている場合は、「児童を受け入れる体制」として差し支えない。</p> <p>また、重症心身障害児の送迎を行う場合で、今回新たに拡充された送迎加算を算定する場合にあっては、加算により添乗する職員1人分を評価していることから、当該職員が送迎の際に添乗することにより人員配置基準を満たさない場合は、上記例外的取扱いには当たらないものであるが、送迎のみを行う時間帯については基本報酬で評価していないことから、算定して差し支えない。(完全に営業時間内に行われる送迎については、送迎加算は算定できない。)</p> <p>(平成24年度障害福祉サービス等報酬改定に関するQ&A(平24.8.31)問105の一部改正)</p>	平成27年度障害福祉サービス等報酬改定に関するQ&A(平成27年3月31日)問71
38	開所時間減算 (放課後等デイサービス)	当事業所は、運営規程で営業時間を月～金曜日は8時から17時土曜日は8時から12時としています。土曜日については4時間以上6時間未満減算になるのかと思いましたが、「障害児通所給付費の算定に係る体制状況一覧表」をみると、事業全体での記入のようになっていますが、このような場合はどのように対応したら良いでしょうか。なお、土曜日は第1と第5土曜日のみ営業ですので、月1回か第5がある月は2回の営業となっています。	放課後等デイサービスの開所時間減算については、「授業の終了後に行う場合を除く」とされています。「障害児通所給付費の算定に係る体制等状況一覧表(その3)」の当該記載欄については、御質問のとおり事業全体のように見えるため、様式内に「(授業終了後除く)」の文言を追加し、申請書ダウンロードに掲載します。	厚生労働大臣が定める障害児の数の基準、従業者の員数の基準及び営業時間の時間数並びに所定単位数に乘じる割合(平成24年厚生労働省告示第271号)三

障害福祉サービス等 質問回答（平成27年度報酬改定関連中心）

番号	加算種類等	質問	回答	根拠法令等
39	開所時間減算 (児童発達支援)	開所時間減算には営業時間が6時間という基準があるが、営業時間は6時間・サービス提供時間は4時間の場合は減算の対象となるか。	<p>右記B)留意事項通知より (六)営業時間が6時間未満に該当する場合の所定単位数の算定について 運営規程等に定める営業時間が6時間未満である場合は、減算することとしているところであるが、以下のとおり取り扱うこととする。</p> <p>ア ここでいう「営業時間」には、送迎のみを実施する時間は含まれないものであること。</p> <p>イ 個々の障害児の実利用時間は問わないものであり、例えば、6時間以上開所しているが、障害児の事情等によりサービス提供時間が6時間未満となった場合は、減算の対象とならないこと。また、5時間開所しているが、利用者の事情等によりサービス提供時間が4時間未満となった場合は、4時間以上6時間未満の場合の割合を乗ずること。</p> <p>ウ 算定される単位数は4時間未満の場合は所定単位数の100分の70とし、4時間以上6時間未満の場合には所定単位数の100分の85とする。なお、当該所定単位数は、各種加算がなされる前の単位数とし、各種加算を含めた単位数の合計数ではないことに留意すること。</p> <p>右記C)Q&A抜粋 運営規程に定める営業時間とは、事業所に職員を配置し、児童を受け入れる体制を整えている時間であって、送迎のみを行っている時間は含まれないものであり、営業時間が6時間以上であれば、結果としてすべての児童の利用時間が6時間未満であっても減算の対象とはならない。</p>	<p><児童発達支援事業所> B)・児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項第二の2(1)①(六) C)・平成27年度障害福祉サービス等報酬改定に関するQ&A (平成27年3月31日)問71</p>
40	児童指導員等 配置加算と指導員 加配加算	<p>児童指導員等配置加算を算定する場合、指導員加配加算は算定できるか。</p> <p>「サービスごとの加算の届出の考え方」のうち「障害児通所・入所支援事業共通事項」欄の「5 児童指導員等(有資格者)配置加算」の項目に、「この加算を算定している場合には指導員加配加算(児童指導員等以外)を算定できません。」とあるが、告示等にそのような記載が見当たらない。児童指導員等(有資格者)配置加算を算定している場合であっても指導員加配加算(児童指導員等以外)を算定できるのではないか</p>	<p>指導員加配加算は、①「児童指導員等」と②「児童指導員等以外」で要件が異なります。</p> <p>①「児童指導員等」による加配加算は、「児童指導員等(有資格者)配置加算」が前提となっております。</p> <p>②「児童指導員等以外」は①を算定していないことが条件ですので、「児童指導員等(有資格者)配置加算」は算定可能です。</p> <p>※「サービスごとの加算の届出の考え方」の記載が誤っておりましたので、修正しました。</p>	<p>・児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準別表第1の1の注2の2及び注8</p>
41	指導員加配加算	平成27年度に指導員加配加算を算定していて、平成27年度も指導員加配加算(児童指導員等以外)を算定する場合は届出は不要と解釈してよろしいですか。	先日通知した提出依頼の別紙「サービスごとの加算の届出の考え方」障害児通所・入所支援事業共通事項6のとおり、平成26年度に算定していた場合も届出を行ってください。	

障害福祉サービス等 質問回答（平成27年度報酬改定関連中心）

番号	加算種類等	質問	回答	根拠法令等
42	事業所内相談支援加算	月1回実施した場合、実績提供記録への記入は備考欄でよいのか？ 実施時間の記入は？	<p>右記留意事項通知によれば、 ⑤の2 事業所内相談支援加算の取扱い 通所報酬告示第1の2の2の事業所内相談支援加算については、次のとおり取り扱うこととする。 (一) あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得た上で、障害児及びその家族等に対して、障害児への支援方法等に関する相談援助を行った場合(次のアからウのいずれかに該当する場合を除く。)に月1回に限り、算定するものであること。 ア 相談援助が30分に満たない場合 イ 相談援助が児童発達支援を受けている時間と同一時間帯である場合 ウ 当該相談援助について家庭連携加算又は訪問支援特別加算を算定している場合 (二) 相談援助を行った場合は、相談援助を行った日時及び相談内容の要点に関する記録を行うこと。 (三) 相談援助を行うに当たっては、必ずしも事業所内で行う必要はないが、障害児及びその家族等が相談しやすいよう周囲の環境等に十分配慮すること。</p> <p>とあります。よって、記録に関しては実績記録(票)の備考欄では記載が不足すると考えられます。また、時間については、サービス提供を受けている時間帯とは別に30分以上必要とされています。</p>	<p>・児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項第二の2(1)⑤の2</p>
43	事業所内相談支援加算	相談実施者は、児童発達支援管理責任者や指導員でなくてはならないでしょうか。 (例)指導員として配置されていない心理士(特に加算の対象にしていない)がおり、主に通所児の発達検査や支援内容についての相談を実施していますが、これは加算の対象になりますか。 また、加算をする場合は、他の加算のように届出書は必要でしょうか。	<p>算定要件については、以下のとおりで、加算の対象になるのは当該事業所の従業者です。(従業者として勤務(届出)のないものは加算対象外) また、この加算は事前の届出は不要です。</p> <p>右記 ・A)報酬告示「指定児童発達支援事業所等において、児童発達支援事業所等従業者が、児童発達支援計画に基づき、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、障害児及びその家族等に対する相談援助を行った場合に、1月につき1回を限度として、所定単位数を加算する。ただし、同一日に2の家庭連携加算又は3の訪問支援特別加算を算定している場合は、算定しない。」 ・B)留意事項通知 (一) あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得た上で、障害児及びその家族等に対して、障害児への支援方法等に関する相談援助を行った場合(次のアからウのいずれかに該当する場合を除く。)に月1回に限り、算定するものであること。 ア 相談援助が30分に満たない場合 イ 相談援助が児童発達支援を受けている時間と同一時間帯である場合 ウ 当該相談援助について家庭連携加算又は訪問支援特別加算を算定している場合 (二) 相談援助を行った場合は、相談援助を行った日時及び相談内容の要点に関する記録を行うこと。 (三) 相談援助を行うに当たっては、必ずしも事業所内で行う必要はないが、障害児及びその家族等が相談しやすいよう周囲の環境等に十分配慮すること。 ・C)Q&A (問) 障害児は同席せずにその保護者に対してのみ相談支援を実施した場合には算定できるのか。 (答) 原則として、障害児及びその家族等に対する相談支援を実施する必要があるが、障害児本人が同席することでその家族等に対して必要な相談支援が実施できない等の理由がある場合には、障害児が一時的に離席している場合であっても算定することとして差し支えない。</p>	<p><児童発達支援事業所> A)・児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準別表第1の2の2 B)・児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項第二の2(1)⑤の2 C)・平成27年度障害福祉サービス等報酬改定に関するQ&A(平成27年3月31日)問62</p>

障害福祉サービス等 質問回答（平成27年度報酬改定関連中心）

番号	加算種類等	質問	回答	根拠法令等
44	家庭連携加算の見直し	通所支援を利用した日も加算の算定が可能となったが、実施日の記入は備考欄でよいのか。また、提供時間は従来通りの記入方法でよいのか。	今回の改正は右記報酬告示の「1月につき4回を限度、から、2回を限度として」への変更と「ただし、同一日に児童発達支援給付費を算定している場合は、算定しない。」が削除されたことです。記載方法や訪問時間に関する記載事項に関する変更点はありませんが、加算算定の根拠となる訪問に要する標準的な時間算定に関する記録、訪問時の相談援助等の記録及び実際に訪問に要した時間に関する記録は必要と考えられます。	・児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準別表第1の2
45	関係機関連携加算(Ⅰ)	保育所や幼稚園の先生と事業所スタッフで、利用児についての情報交換や支援の方向性の検討等を簡単なカンファレンスや電話でのやりとりで実施すること(保護者や利用児は同席していないが、カンファレンスや電話のやりとりをもつことは同意を得ている)がありますが、加算の対象にはなりますか。また、加算をする場合は、他の加算のように届出書は必要でしょうか。	関係機関連携加算(Ⅰ)の算定要件は以下のとおりです。 要件が多くなります(御質問の内容のみでは判断できません) ので、原文をそのまま利用しています。 なお、 この加算は事前の届出は不要です。 右記 A)・報酬告示「障害児が通う保育所その他関係機関との連携を図るため、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、当該障害児に係る児童発達支援計画に関する会議を開催し、保育所その他関係機関との連絡調整及び相談援助を行った場合」 B)・留意事項通知 ア 障害児が日々通う保育所、幼稚園、認定こども園、小学校、特別支援学校、放課後児童クラブ等の 関係機関との日常的な連携体制を構築するとともに 、障害児の状態や支援方法の共有を行うことを目的に実施するものであるから、 ウの会議の開催に留まらず、関係機関との日常的な連絡調整に努めること。 イ 障害児が 複数の障害児通所支援事業所等で支援を受けている場合には、事業所間の連携についても留意するとともに 、当該障害児が 障害児相談支援事業を利用している場合には、連携に努めること。 なお、他の障害児通所支援事業所等との連携については加算の対象とはしないものであること。 ウ 児童発達支援計画に関する 会議の開催に当たっては、当該障害児が通う関係機関が出席すること。また、当該障害児やその家族等も出席するよう努めること。 エ ウの会議の結果や日々の 連絡調整等を踏まえ、児童発達支援計画に関係機関との連携の具体的な方法等を記載し、児童発達支援計画を作成又は見直しをすること。連携の具体的な方法等の記載に当たっては、関係機関との連絡調整等を踏まえていることが通所給付決定保護者にわかるよう留意すること。 オ 会議又は連絡調整等を行った場合は、その出席者、開催日時、その内容の要旨及び児童発達支援計画に反映させるべき内容を記録すること。 C)・Q&A (問)会議の開催については、学校や障害児相談支援事業所等の別機関が実施するものに参加した場合であっても、要件を満たすこととしてよいか。 (答) 学校等の別機関が実施する会議の参加をもって、会議を開催したものと取り扱うことはできないが、会議の場所は問わないものであり、学校等の会議を活用して、別時間帯に別途会議を設ける等の場合は要件を満たすこととして差し支えない。	<児童発達支援事業所> A)・児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準別表第1の12の2 B)・児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項第二の2(1)⑯の2(一) C)・平成27年度障害福祉サービス等報酬改定に関するQ&A(平成27年3月31日)問67

障害福祉サービス等 質問回答（平成27年度報酬改定関連中心）

番号	加算種類等	質問	回答	根拠法令等
46	関係機関連携加算Ⅱ（障害児通所支援）	<p>関係機関連携加算Ⅱの関係機関連携の解釈について、①就学前の障害児の幼稚園への移行支援に関しての園や病院との連携。②就学前の障害児に於いて、就学に関して園、学校、病院との連携や連絡調整等を行う。</p> <p>各一回の解釈として、上記の連絡調整をそれぞれ加算してよろしいか。</p>	<p>右記</p> <ul style="list-style-type: none"> ・A)報酬告示「障害児が就学予定の小学校若しくは特別支援学校の小学部又は就職予定の企業若しくは官公庁等(以下「小学校等」という。)との連携を図るため、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、小学校等との連絡調整及び相談援助を行った場合」 ・B)留意事項通知「就学時の加算とは、小学校又は特別支援学校の小学部に入学する際に連絡調整等を行った場合に算定できるものであること。」 ・C)Q&A <p>(問)会議の開催については、学校や障害児相談支援事業所等の別機関が実施するものに参加した場合であっても、要件を満たすこととしてよいか。</p> <p>(答)</p> <p>学校等の別機関が実施する会議の参加をもって、会議を開催したものと取り扱うことはできないが、会議の場所は問わないものであり、学校等の会議を活用して、別時間帯に別途会議を設ける等の場合は要件を満たすこととして差し支えない。</p> <p>上記によれば、「小学校等」とは就学予定の小学校若しくは特別支援学校の小学部又は就職予定の企業もしくは官公庁等とされていますので、質問の②のうち「就学に関して学校との連携や連絡調整等を行う。」の部分が加算算定に該当すると考えられます。それ以外との連携については、小学校等には含まれていません。回数に関しては「1回を限度として」と報酬告示に記載されています。</p>	<p><児童発達支援事業所></p> <p>A)・児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準別表第1の12の2</p> <p>B)・児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項第二の2(1)⑮の2(二)イ</p> <p>C)・平成27年度障害福祉サービス等報酬改定に関するQ&A (平成27年3月31日)問67</p>
47	特別支援加算（障害児通所支援）	<p>特別支援加算について、児童発達支援センターの重症心身障害児クラスに、指定基準に定める機能訓練担当職員として作業療法士を配置した場合、クラス担当ではない言語聴覚士が特別支援を実施した場合には、加算可能なのか。</p>	<p>「児童発達支援給付費において、重症心身障害児の場合及び難聴児に言語聴覚士を配置して機能訓練を行った場合については、基本報酬において評価されているため算定できない」ことになっています。</p>	<p>・児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項第二の2(1)⑰</p> <p>・平成24年度障害福祉サービス等報酬改定に関するQ&A 問104</p>